

米国滞在資格を確認する書類

・米国滞在資格を確認する書類として、以下の書類の原本呈示を求めます。

1. 長期滞在者：原則、就労等を目的とした永住者はない日本国籍保持者

(1) 有効な米国査証（ビザ）

以下のビザの場合は、以下のフォームも呈示ください。

- ・ F, M ビザの場合は有効な Form I-20
- ・ J ビザは有効な Form DS-2019

(2) Employment Authorization Document (EAD)

- ・ F ビザで Optional Practical Training (OPT) 中の方は、就労許可証または POT 期間中であることが確認できる Form I-20

(3) I-797 等

※新しいビザに更新中の方は、申請が確認できる米国移民局（USCIS）からのレシート等

2. 永住者：原則、在留国より永住権を認められている日本国籍保有者

(1) 米国永住者カード（グリーンカード）

- ・ パスポートの姓、または別名併記姓（外国での正式なラストネーム）とグリーンカードのラストネームが一致しない方は、婚姻証明等のグリーンカード取得の経緯を示す書類もご呈示ください。
- ・ グリーンカード申請中の方は、申請が確認できる米国移民局（USCIS）からのレシート等

(2) I-90

- ・ グリーンカードの更新、再発行申請済の方は米国移民局（USCIS）からのレシート

3. **重国籍者**：日本国籍と外国の国籍を有する方。たとえば日本国民である父または母（あるいは父母）の子として、出生地主義を採る国で生まれた子（例：生まれたときに父母が日本国籍であり、かつアメリカ、カナダ等の領土内で生まれた子）

(1) 米国で出生した方

- ・ 米国出生証明書（Birth Certificate）
- ・ 有効な米国のパスポート

(2) 米国外で出生し、一方の親が米国籍で血統により米国籍を取得した方

- ・ 米国大使館または領事館で発行された出生証明書（Consular Report of Birth Abroad）

(3) 米国外で出生した子が養子縁組に伴い、18歳未満で米国市民権を得た方

- ・ 米国市民権証明書（Certificate of Citizenship）

(4) 日本および米国以外の国籍をお持ちの方

申請時に追加資料をお願いすることがありますので、事前にご相談ください。
以下の資料をおもちであれば、ご呈示ください。

- ・ 当該国の有効な旅券
- ・ 当該国発行の出生証明証
- ・ 外国籍の親の国籍が記載された戸籍等

4. 留意事項

自分の意志で外国籍を取得した場合、例えば米国に帰化した場合等には、自動的に日本国籍を失います。そのため戸籍謄本に名前の記載があっても、日本国旅券を申請することはできません。（国籍喪失届の手続きが必要になります。）